

いじめに対する対策

I いじめに対する基本方針

(1) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、教師の目の届かないところで起きるものである。
- ③ いじめは、時として被害者と加害者が入れ替わりながら繰り返される。
- ④ 暴力を伴わないいじめであっても、場合によっては、重大事態となることがある。
- ⑤ 学級や部活動の無秩序や閉鎖性などの集団構造上の問題から発生することがある。
- ⑥ 加害者本人だけではなく、「観衆」(はやし立てたりおもしろがったりする存在)や「傍観者」(周辺で暗黙の了解を与えている者)が存在する。

(2) いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

[いじめ防止対策推進法第2条の規定による]

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、次の点を踏まえて判断すること。

- ① いじめられた生徒の立場に立つこと。
- ② 特定の教職員での判断でなく、法律第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して判断すること。 ※本校の場合は、いじめ防止対策委員会により判断する。

(3) いじめと考えられる例

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる。
 - ア、身体や動作について不快な言葉を言われる。
 - イ、本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ウ、他の生徒に対して、行動や仕事などを強要(脅し)する。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア、対象の子が来ると、その場からいなくなる。
 - イ、対象の子を遊びやゲームに意識的に入れないとされる。
 - ウ、対象の子から席を離す。
 - エ、対象の子が話しかけても無視をする。
- ③ 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア、わざとぶつかられたり、通るときに足をかけたりする。
 - イ、叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ、遊びと称して対象の子がプロレス等の技をかけられる。
- ④ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ア、恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - イ、持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ウ、靴など(私物)に画びょうやガムがいれられる。

- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
ア、使い走りをさせられたり、万引きやかつ上げを強要されたり、登下校に荷物を強制的に持たせたりする。
イ、笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。。
ウ、衣服を脱がれたり、髪の毛を切られたりする。
エ、校舎からの飛び降りなど危険なことを強要される。
- ⑥ パソコン、情報端末（携帯電話・スマートフォンなど）、ゲーム機等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
ア、ネット上や掲示板でブログ等に誹謗中傷の情報を載せられる。
イ、いたずらや脅迫メールが送られる。
ウ、SNSのグループから故意に外される。
エ、ネット上や掲示板に個人情報を載せられる。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) 予防的取り組み

- ① 自主的実践的活動のできる生徒会活動や部活動の育成に努める。
※生徒一人一人の集団への所属感、自己肯定感を高められるようにする。
- ② 学級活動における話し合い活動の活発化に努める。
※学校生活における諸問題について話し合いができ、解決できる力を育成する。
※生徒会行事を通して生徒個人の学級への所属感を高める。
※毎学期にいじめ問題をテーマに取り上げた学級活動、道徳授業の実践を行う。
- ③ 教師と生徒、生徒同士の望ましい人間関係の醸成に努める。
※毎日の教師からの生徒への声かけ、生徒同士の望ましい人間関係構築の支援を行う。
- ④ 生活アンケート、生活記録ノートの活用に努める。
※友人との人間関係、家庭での親子関係が構築できない生徒には、教育相談を適時行う。
- ⑤ 学校全体でいじめを許さぬ態度の育成に努める。
※生徒会を中心とした「いじめ防止活動」の支援を行う。（あつたか大信五箇条）
- ⑥ 保護者との連携強化に努める。
※学年保護者会やPTA総会を利用して、いじめ防止に関する話し合いなどを実施する。また、PTAと協議し、講演会等を実施していく。
- ⑦ 職員全体でいじめ対策に関する共通理解・共通実践に努める。
※第1回の生徒指導協議会において、いじめ対策について共通理解、共通実践を行う。また、第3回生徒指導協議会において、いじめ対策における実践事例研修会を行い、指導の工夫、改善を図っていく。

(2) いじめを早期発見するための取り組み

- ① 生徒対象の毎月の生活アンケートを実施する。
- ② 保護者対象に年2回学校生活アンケートを実施する。
- ③ 校外との連携を密にする。 ※PTA厚生委員会、駐在所、交通指導員との情報交換を行う。
- ④ いじめられやすい生徒（コミュニケーションが著しく低い、基礎的生活習慣が確立していない、欠席が多いなど）の確認と観察の状況を把握する。

- ⑤ 生徒の日常生活をよく観察し、小さなサインを見逃さないようにする。
※登下校時、部活動時、休み時間等においても生徒観察を行う。
- ⑥ 生徒指導委員会における情報交換を密にする。
- ⑦ 毎学期に教育相談（2者面談）を実施し、生徒との情報交換の場を設定する。
- ⑧ 11月に全学年三者面談を実施し、保護者からの様子を把握する。

3 いじめ防止及び対応のための組織

(1) 組織の設置

いじめ防止等の取り組み推進や評価、及びいじめ発生時の対応を中核となって行うため次の組織を設ける。

- ① 名 称 「いじめ防止対策委員会」
- ② 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、教務、各学年主任、各学年生徒指導、養護教諭、SC
- ③ 役 割
 - ア、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みに関わる年間計画の作成、実施、検証、修正
 - イ、いじめの相談、通報の窓口
 - ウ、いじめの疑い等の情報、生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録や共有
 - エ、いじめの疑いに関する情報があった場合の組織的対応のための連絡・調整
 - オ、いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処
- (会議の開催、情報の迅速な共有、関係生徒の事実関係把握、指導体制の構築、対応方針決定、保護者への対応)

(2) 組織での対応の留意点

① 被害生徒への支援

事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、再発防止のため必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者の協力を得て被害生徒及びその保護者への支援、助言を行う。

② 取り巻きや傍観者への指導

いじめに同調したり、見ていただけの生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場に立って、その辛さや悔しさについて考えさせ、行動の変容につなげる。

③ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめの対処

いじめが犯罪行為として取り扱われるものであると認められるときは、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。特に被害生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると校長が判断し緊急性があるときには、直ちに警察署に通報し協力を仰ぐ。

④ ネット上の書き込み等への対応

ネット上に不適切な書き込み等があった場合、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒から聞き取り等を行い、被害生徒のケア等必要な支援を行う。また、書き込みの削除や書き込んだ事案への対応については、必要に応じて、警察署や法務省人権擁護部等と連携して対応する。

4 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態に該当するいじめ

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害生じた疑いがあると認める時
 - ア、生徒が自殺を企図した場合
 - イ、身体に重大な障害を負った場合
 - ウ、金品等に重大な被害を被った場合
 - エ、精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時※相当期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査を行う。
- ③ 生徒や保護者からいじめにより上記のような重大事態に至ったという申し立てがあった時

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ア、重大事態の報告内容に基づき、市教育委員会が、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするのかを判断する。
- イ、学校が調査主体となる場合、市教育委員会から指導助言を得ながら実施し、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」から人的派遣を得る。
- ウ、市教育委員会が主体となって調査を実施することが適切と判断した場合は、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」が主体となって調査を実施する。
- エ、重大事態が発生した場合は、調査組織の指示に従いアンケート調査等を実施し、調査組織に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- オ、いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際個人情報の保護に留意すること。

5 いじめ等の事実確認ができない場合の指導の流れ

※ 兆候は見られるが、被害者と加害者の特定ができず、その事実の確認ができない場合

- (1) 問題兆候の有無の確認と情報交換を生徒指導委員会が行う。
- (2) 対策
 - 被害を受けていると思われる生徒の家庭に行動観察の依頼をする。
 - 友人や担任教師等及び地域からの情報収集に努める。
- (3) 問題行動(いじめ、暴力等)の確認の有無と情報交換を生徒指導委員会が行う。
- (4) 問題行動があった場合、「いじめ防止対策委員会」に報告し、対応する。

6 年間計画

月	学校の取り組み	生徒の取り組み	校内研修・保護者・外部
4月	・4月の生活アンケート	・目安箱の設置(通年)	・生徒指導協議会(共通理解) ・PTA総会において、学校基本方針の説明
5月	・5月の生活アンケート ・いじめを考える学級活動		・生徒指導協議会(共通理解) ・PTA厚生委員会との情報交換会
6月	・6月の生活アンケート		・学校生活アンケート(保護者)
7月	・7月の生活アンケート		
8月	・教育相談 ・居所確認		
9月	・9月の生活アンケート ・教育相談 ・いじめをテーマにした道徳	・中間反省(生徒会)	・PTA厚生委員会との情報交換会
10月	・10月の生活アンケート ・教育相談		・PTA厚生委員会との情報交換会
11月	・11月の生活アンケート		・教育講演会 ・生徒指導協議会(中間評価と事例研修会)
12月	・三者面談 ・12月の生活アンケート		
1月	・1月の生活アンケート ・いじめをテーマにした道徳		・学校生活アンケート(保護者)
2月	・2月の生活アンケート ・教育相談	・取り組みの振り返り (生徒会総会)	・教育講演会
3月	・3月の生活アンケート		・生徒指導委員会における年間反省